

香川銀行法人デビットカードレス発行特約

第1条（適用範囲）

1. 本特約は、株式会社香川銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行と総称して「両社」という。）所定の香川銀行法人デビット会員規約（以下「会員規約」という。）に基づく JCB デビットカードの貸与の申し込みの際に、会員規約に定める物理的なカードの貸与を受けることなく、本特約に定める「カードレス発行」を希望した会員に対して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約およびこれに付随する両社所定の規定・特約等（以下「会員規約等」という。）が適用されます。

第2条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

- (1) 「カードレス会員」とは、会員規約に定める会員のうち、本特約を承認のうえ、物理的なカードの発行を受けずにカード情報のみの発行を受けた方をいいます。
- (2) 「カード情報」とは、会員規約第2条第5項に定義されるものをいい、カード番号、カードの有効期限およびセキュリティコードの総称です。
- (3) 「カードレス発行」とは、会員に対して、物理的なカードを発行・貸与せず、カード情報のみを発行・貸与することをいいます。

第3条（カード情報の発行、通知）

1. 当行は、代表使用者に対し、カードレス発行を行い、書面その他の方法によりカード情報を通知します。
2. カード情報にかかる権利は当行に帰属します。カードレス会員は会員規約に基づき善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。カードレス会員は退会した場合、当行の指示に従って直ちにカード情報が記載または記録された媒体を、他人に使用されない状態にして破棄しなければならないものとします。
3. 当行は、代表使用者のみにカードレス発行を行います。代表使用者以外の方はカード使用者とはなりません。また当行が発行するカード番号は1つのみです。

第4条（カードレス利用）

1. カードレス会員は、非対面取引の加盟店においてのみ、カードを提示することなくカード情報の全部または一部を使用することによりデビットショッピング利用を行うことができます（以下「カードレス利用」という。）。
2. 法人会員および代表使用者は、会員規約に基づき、カードレス利用その他会員規約および本特約に基づき法人会員または支払責任者が負担する一切の債務について連帯して

香川銀行法人デビットカードレス発行特約

当該債務を負担するものとします。

3. カードレス会員は、会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
4. 会員規約等に定める「カード」とは「カード情報」を指すものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、会員規約第2条（JCB デビットカード）第2項から第4項、第7条（暗証番号）、第19条（デビットショッピングの利用）第2項、第25条（海外現地通貨引き出しサービスの利用）および第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第1項から第4項、第30条の2（カード番号等の不正利用）第6項の他、カードレス発行において発生する可能性がない事象にかかる会員規約等の定めは、カードレス会員に対して適用されません。
6. カードレス発行を行った場合、当行は、事後的にも、物理的なカードを発行することはできません。カードレス会員が物理的なカードを希望する場合、カードレス会員は、両社所定の方法により本特約が適用されるカードを退会し、あらためて物理的なカードが発行されるカードに入会申込みする必要があります。なお、この場合、カードレス会員は、退会によりポイント等を含む退会前にカードレス会員に対して生じた権利を失い、物理的なカードに引き継ぐことができません。

第5条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約の定め（会員規約およびその改定）が適用されます。